

立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年12月13日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の公布による。

立川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年立川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(初任給及び昇格昇給の基準)</p> <p>第4条 ……略……</p> <p>2～7 ……略……</p> <p>8 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の項に掲げる<u>基準給料月額</u>のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、<u>勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>	<p>(初任給及び昇格昇給の基準)</p> <p>第4条 ……略……</p> <p>2～7 ……略……</p> <p>8 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「<u>再任用職員</u>」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の<u>再任用職員</u>の項に掲げる<u>給料月額</u>のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>(再任用短時間勤務職員の給料)</p> <p>第4条の2 <u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第8項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p>
<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員（行(1)5級職員及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>を除く。以下この条及び第9条において同じ。）に対して支給する。</p> <p>2～4 ……略……</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員（行(1)5級職員及び<u>再任用職員</u>を除く。以下この条及び第9条において同じ。）に対して支給する。</p> <p>2～4 ……略……</p>

(住居手当)

第9条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 世帯主又はこれに準ずる職員（行(1)4級職員、行(1)5級職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）のうち、満60歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円以上の家賃（使用料を含む。次号において同じ。）を支払っているもの

(2) ……略……

2～4 ……略……

(通勤手当)

第10条 ……略……

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に定める額とする。

(1) ……略……

- (2) 前項第2号に掲げる職員 別表第3に掲げる自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) ……略……

3 ……略……

(住居手当)

第9条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 世帯主又はこれに準ずる職員（行(1)4級職員、行(1)5級職員及び再任用職員を除く。この条において同じ。）のうち、自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円以上の家賃（使用料を含む。次号において同じ。）を支払っているもの

(2) ……略……

2～4 ……略……

(通勤手当)

第10条 ……略……

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第1号及び第3号に掲げる職員にあっては月の1日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第2号に掲げる職員にあっては月の1日から末日までの期間につき、当該各号に定める額とする。

(1) ……略……

- (2) 前項第2号に掲げる職員 別表第3に掲げる自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額（再任用短時間勤務職員のうち、1月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) ……略……

3 ……略……

(時間外勤務手当)

第14条 ……略……

2 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務をした時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項第1号の適用については、同号中「100分の125」とあるのは「100分の100」とする。

3 ……略……

(勤務1時間当たりの給与額の算定)

第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額をその年の休日を除く正規の勤務時間で除した額とする。

(期末手当)

第24条 ……略……

2及び3 ……略……

4 定年前再任用短時間勤務職員に対する前2項の規定の適用については、第2項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の90」とあるのは「100分の57.5」と、前項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「給料月額及びこれに対する地域手当の月額」とする。

5～7 ……略……

(勤勉手当)

第24条の2 ……略……

2 勤勉手当の額は、次項に規定する勤勉手当基礎額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が市長の定める基準

(時間外勤務手当)

第14条 ……略……

2 再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務をした時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項第1号の適用については、同号中「100分の125」とあるのは「100分の100」とする。

3 ……略……

(勤務1時間当たりの給与額の算定)

第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額をその年の休日を除く正規の勤務時間で除した額とする。

(期末手当)

第24条 ……略……

2及び3 ……略……

4 再任用職員に対する前2項の規定の適用については、第2項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の90」とあるのは「100分の57.5」と、前項中「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額」とあるのは「給料月額及びこれに対する地域手当の月額」とする。

5～7 ……略……

(勤勉手当)

第24条の2 ……略……

2 勤勉手当の額は、次項に規定する勤勉手当基礎額（以下この項において「勤勉手当基礎額」という。）に、任命権者が市長の定める基準

に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額を超えてはならない。

(1) 前項に規定する職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の107.5（行(1)4級職員にあっては100分の127.5、行(1)5級職員にあっては100分の137.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項に規定する職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、100分の52.5（行(1)4級職員及び行(1)5級職員にあっては100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～6 ……略……

附 則

1～5 ……略……

6 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第8項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額（給料の切替えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料の定めがある場合は当該給料の月額）に100分の70を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100

に従って定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額を超えてはならない。

(1) 前項に規定する職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の107.5（行(1)4級職員にあっては100分の127.5、行(1)5級職員にあっては100分の137.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項に規定する職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、100分の52.5（行(1)4級職員及び行(1)5級職員にあっては100分の62.5）を乗じて得た額の総額

3～6 ……略……

附 則

1～5 ……略……

円に切り上げるものとする。

7 前項の規定は、次の各号に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 立川市一般職職員定年等条例（昭和59年立川市条例第23号）第8条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員
- (3) 立川市一般職職員定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

8 法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び附則第10項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第6項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第6項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

9 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の

級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第3項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

10 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第6項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第8項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、附則第8項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

11 附則第8項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第6項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

12 附則第6項から前項までに定めるもののほか、附則第6項の規定による給料月額、附則第8項の規定による給料その他附則第6項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

別表第1（第3条関係）

行政職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	略	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	198,300	230,400	271,000	313,000	429,100	

備考 ……略…

別表第2（第3条関係）
行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級
	号給	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	…略…	…略…	…略…
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額		
		208,100	222,400

備考 ……略…

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

再任用職員以外の職員	略	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…
再任用職員		198,300	230,400	271,000	313,000	429,100

備考 ……略…

別表第2（第3条関係）
行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級
	号給	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	…略…	…略…	…略…
再任用職員	基準給料月額		
		208,100	222,400

備考 ……略…

- 2 この条例による改正後の立川市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第6項から第12項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。
- 3 改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）の給料月額を、当該暫定再任用職員が改正後の条例第4条第8項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 改正法附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第3項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、立川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（令和元年立川市条例第43号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 5 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第7条第1項、第24条第4項及び第24条の2第2項第2号の規定を適用する。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第10条第2項第2号及び第14条第2項の規定を適用する。
- 7 第3項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に関し必要な事項は、規則で定める。

